

第5章 計画の実現のために



第5章 計画の実現のために

少子高齢化の進む時代背景や市民ニーズが多様化するなかで、効率的かつ効果的に計画を実現するためには、市民、企業、まちづくり団体、行政などが、お互いに目標や課題を共有し、役割分担や連携、協力を行いながら協働でまちづくりを進めることが重要です。

(1) 多様な主体が参画する協働のまちづくり

① 協働と役割分担

見附市では、地域コミュニティの衰退や災害時の地域防災体制の必要性から、地域コミュニティの再生と自主的な防災組織体制の確立を目指しています。現在、各地域で地域コミュニティの組織づくりが進められ、個人や自治会では対応が困難な地域問題の解決や住民の発意による新たな取り組みの実施など、主体的な地域づくりへの気運が高まっています。

限られた財源を有効に活用し、効果的に計画を実現するためには、市民、自治会、地域コミュニティ、NPO等各種団体や事業者、行政が連携し、協働でまちづくりを進めることが重要です。また、それぞれの役割を明確にし、それぞれが主体となって参加できる体制の構築が必要となっています。

このことから、これからのまちづくりでは、市民、行政、各種団体や事業者などが目標や課題を共有し、理解を深め、それぞれが主体的役割を担いながら協働で取り組むことが重要です。

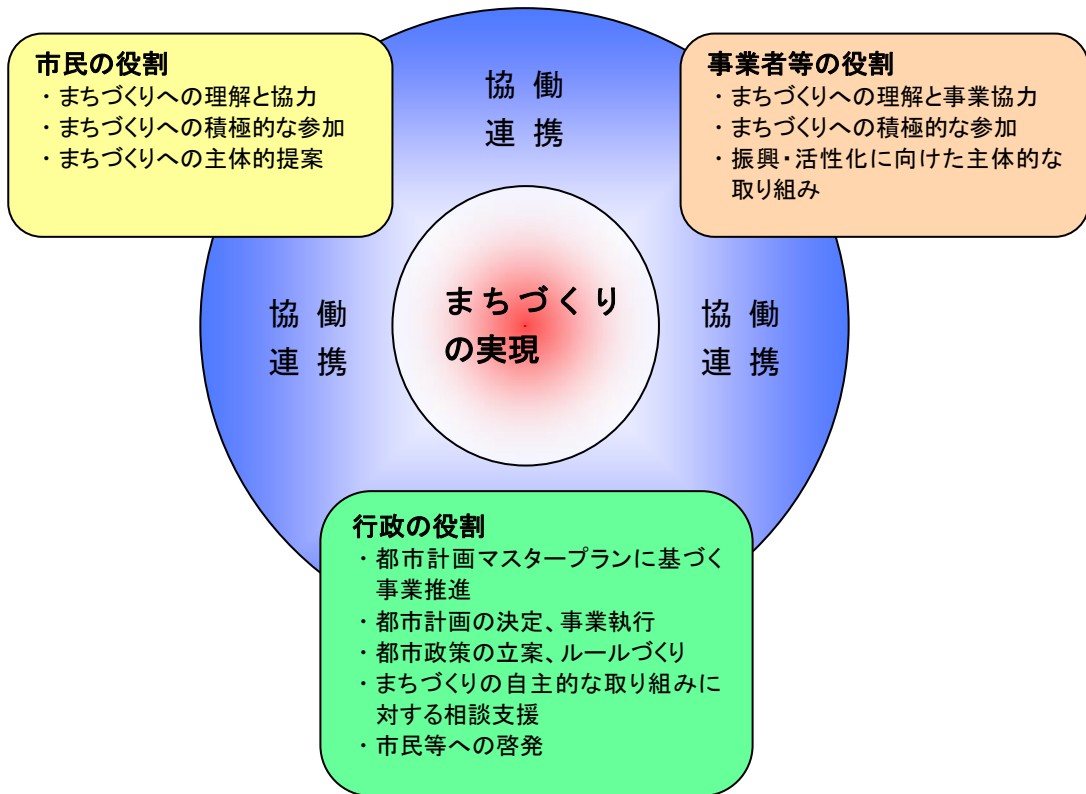


市民によるクリーン作戦

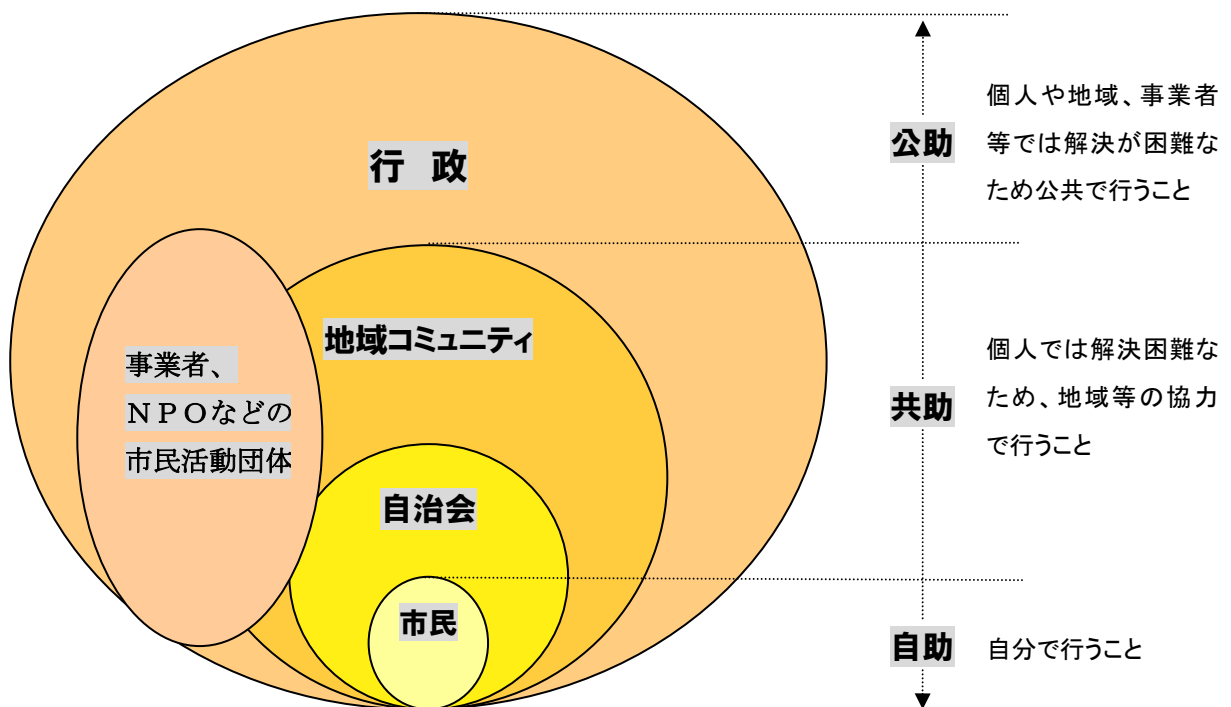


市民によるイルミネーション取付け

まちづくりのための協働・連携のイメージ



まちづくりのための役割分担・協力のイメージ



(2) 都市計画マスタープランの評価、見直し

効率的かつ効果的な計画実現のために、各事業や都市計画手続きなどの進捗状況も含め、計画の進行管理を適正に行うことが必要です。また、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、計画見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に対応していく必要があります。

これらを踏まえ、計画の進行管理や評価・見直しを実施し、持続的な都市の発展を図ります。

① 計画の進行管理・評価

本計画を実現するため、必要に応じ意見を求めながら、計画の進行管理（PDCA）を実施します。

◆全体構想（まちづくりの整備方針）

学識経験者、まちづくり団体、一般市民などから必要に応じ意見を求める。

◆地域別構想

地域住民や地域自治組織などから、地域の実情を踏まえて、必要に応じ意見を求める。

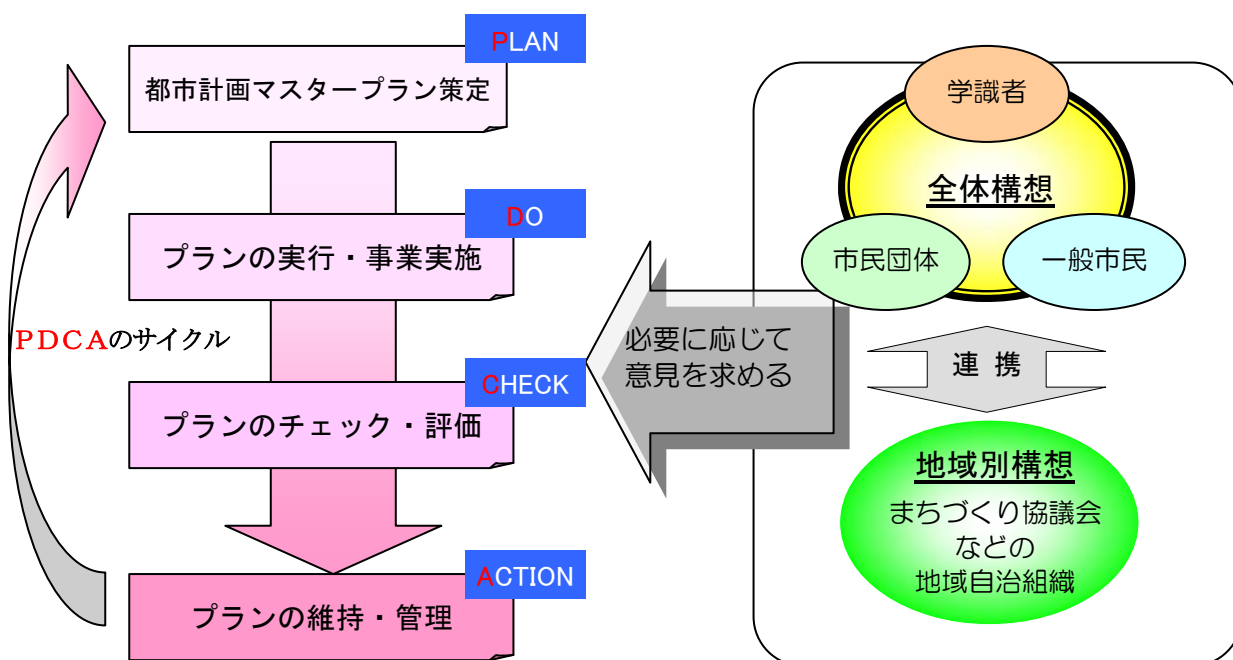
② 計画の見直し

社会情勢や評価の結果をもとに、必要に応じ見直しや改善を行います。

◆見直しの契機

- ・ 著しい社会変動等により、計画と進捗状況に大幅な乖離が発生したとき
- ・ 上位計画である総合計画の見直し等、政策が大きく転換されたとき
- ・ 新たなまちづくりの気運が高まり、市民等から大幅な見直しが提案されたとき
- ・ 評価の結果、計画見直しの必要があるとき

進行管理のイメージ



(3) まちづくり実現の方策

① まちづくりの体制強化

まちづくりの実現のためには、市民・行政・事業者等が協働でまちづくりを進めていかなければなりません。そのため都市計画マスタープランで記載されたまちづくりの課題や将来像を共有し、まちづくりに対する意識の醸成や協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

【まちづくり意識の啓発と情報提供】

地域の課題解決には、その地域の住民や事業者等の主体的な取り組みが不可欠です。そのためには、まちづくりに関する情報等を積極的に提供・啓発し、まちづくりの気運を高めます。

【自発的なまちづくりの活動支援と人材育成】

地域住民や各種団体等による自発的なまちづくり活動を進め広げていくために、必要な推進体制や補助制度など、支援策について検討します。また、まちづくりに係るセミナーやシンポジウムの開催等の活動支援を進め、ワークショップ活動などを通じて、まちづくりに関わる人材の育成支援について検討します。

【協働のための仕組みづくり】

計画の策定や審議の際には、市民や事業者等の積極的な参加を推進するほか、懇談会やワークショップで一緒に話し合う機会を設けるなど、市民や事業者等が参画し、協働でまちづくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。

【推進体制の強化】

近隣市や県等の関係機関と課題や対策等を共有し、協力して事業を進めるなど、連携の強化を図ります。また、環境・福祉・教育・産業など様々な分野と連携し、総合的視点からまちづくりを推進する体制を整備することで、効果的なまちづくりを目指します。

② まちづくりのための主な手法

見附市都市計画マスタープランで記載された内容を実現するための主な手法として、都市計画法などによる規制誘導手法や各種事業手法などがあります。

以下に主な手法を例示します。

【規制誘導手法】

法令や条例に基づき、開発行為や建築行為などに対しての規制や誘導を行います。

土地利用や景観などの規制や、誘導を図る際に都市計画法の区域区分、用途地域、地区計画、建築基準法の建築協定、景観法の景観地区などの規制誘導手法を検討します。

その他、公害法令などによる適切な規制や誘導を進めることで、総合的な視点から効果的なまちづくりを進めます。

【事業手法】

道路・公園・住宅地開発など、都市基盤整備を実際に行う事業などをいいます。都市計画法に基づく土地区画整理事業や市街地再開発事業など、ある程度まとまった地区の面的

第5章◇計画の実現のために

整備を行う手法のほか、街路事業、道路事業、下水道事業など、道路や供給処理施設などの都市施設を個別に整備を行う手法などがあります。

まちづくりのための主な手法一覧表

実現方策の手法		主な内容
規制誘導手法	都市計画法による規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域、調整区域(区域区分) ・ 用途地域 ・ 特別用途地区 ・ その他の地域地区(防火、準防火地域等) ・ 都市施設整備 ・ 地区計画 ・ 促進区域 ・ まちづくり提案制度 ・ 開発許可制度
	建築基準法による規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築協定 ・ 22条区域
	その他法令による規制誘導 (下水道法、景観法、都市緑地法、宅地造成規制法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道地域 ・ 景観地区 ・ 宅地造成工事規制区域
	条例・要綱等による規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法施行条例 ・ 開発指導要綱
事業手法	面的・地区的整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業 ・ 市街地再開発事業 ・ 公社等による宅地開発
	個別都市施設の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路事業 ・ 道路事業 ・ 下水道事業 ・ 都市公園事業
	その他関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本整備総合交付金事業(まちづくり交付金等) ・ 地域活性化事業

③ 地域住民主体のまちづくり手法

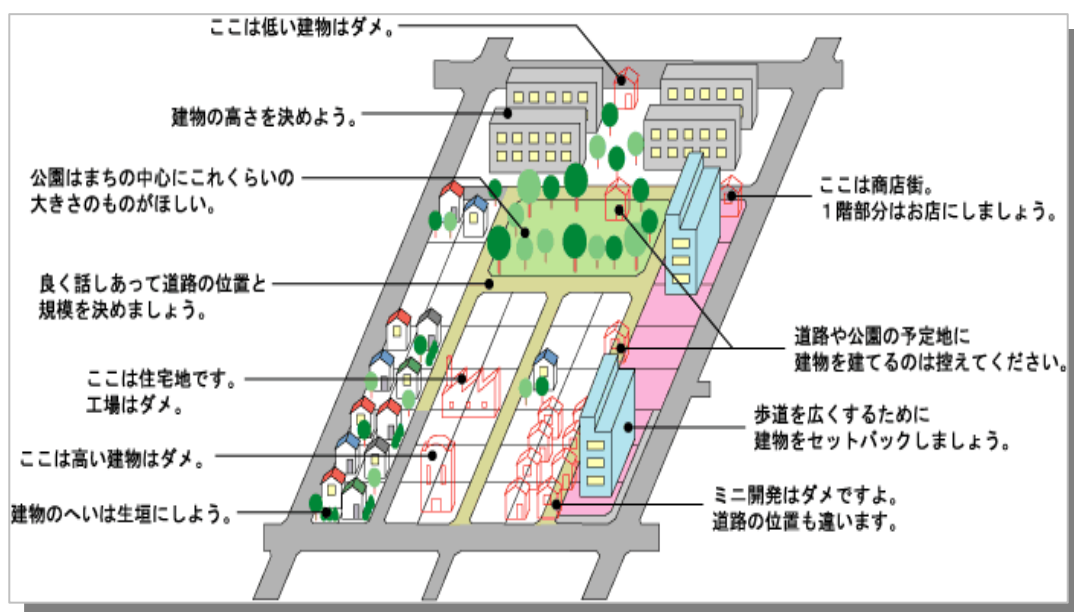
地域住民や開発事業者等の発意による主なまちづくりの手法として、地区計画制度、都市計画提案制度などがあります。

以下にその内容を例示します。

【地区計画制度（都市計画法第12条の4）】

【主旨・内容】

- ・用途地域では規制できない、より詳細なまちづくりのルールを地区単位で定めることができます。
- ・道路や公園の配置等の公共施設の整備や、建物の用途・敷地規模・道路からのセットバック・建物の外壁色など、地区住民が主体となって地域の美しい景観やまちづくりを推進していくことができます。



【都市計画提案制度（都市計画法第21条の2）】

【主旨・内容】

- ・自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの 2/3 以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度です。

第5章◇計画の実現のために

④ まちづくり実現への取り組み（現在実施している事業等）

都市計画マスタープランの都市将来像の実現に向け、現在、既に取り組みを始めている主な事業を以下に示します。

将来像・基本目標	①「人と自然が共生し、健やかに暮らせるまち」に向けた取り組み	
施策・事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー基本構想の策定 ・ 貯留タンク設置補助金交付事業 ・ 環境基本計画の策定 ・ 景観に配慮した案内サインの統一 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適空間づくり事業 ・ 小中学校による花のデザインコンテスト <p style="text-align: right;">など</p>
将来像・基本目標	②「安全安心な暮らしやすいまち」に向けた取り組み	
施策・事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見附処理区浸水対策事業 ・ 元町街区湛水防止事業 ・ 刈谷田川遊水地計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合防災訓練の実施 ・ 耐震改修促進事業 ・ 長期優良住宅推進事業 <p style="text-align: right;">など</p>
将来像基本目標	③「産業が元気で活力あるまち」に向けた取り組み	
施策・事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部産業団地用地取得助成 ・ 固定資産税並びに都市計画税の課税免除 ・ 「見附市地方産業育成資金」等融資制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業担い手支援センターの開設 ・ インターネットショッピングモール「どまいち」の開設 ・ まちなか賑わい支援事業 <p style="text-align: right;">など</p>
将来像基本目標	④「人が育ち人が交流するまち」に向けた取り組み（協働・連携）	
施策・事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティーバス運行事業 ・ 刈谷田川残地利活用 ・ 見附駅舎バリアフリー化 ・ イルミネーション事業 ・ まちづくり百科の実施 ・ ナチュラルガーデンクラブ創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ みつけ農業体験教室の実施 ・ ハンギングバスケットコンテスト事業 ・ 市民活動・ボランティア総合案内の実施 <p style="text-align: right;">など</p>

※ 複数の基本目標に該当する事業は、代表的な項目に記述した。

《参考》地域コミュニティの取り組み(平成21年度末現在)

各地域で地域コミュニティの取り組みが進められており、地区のまちづくり計画の策定やコミュニティ組織の設立など、推進体制が確立され、地域によるまちづくりが進められています。平成21年度末において、以下の5地区でまちづくり計画の策定やコミュニティ組織が設立されたほか、これ以外の地域でも地域コミュニティの設立に向け、準備が進められています。

○葛巻地域:平成18年12月に「葛巻地区まちづくり計画」を策定

葛巻地区まちづくり計画(骨子)

キャッチフレーズ

元気くずまきみんなのまち!

～くったくのない笑い声がずっといつまでも

まちにあふれるきぼうに満ちた葛巻～

基本理念

- ◎ あいさつと笑顔からはじまる思いやりの心を大切にし、みんなでこのまちをつくりあげる自分でありたい。
- ◎ 葛巻は一つという意識のもと、地域住民が手をつなぎ、隣近所、町内、地域へと和を広げ、大きな力としたい。
- ◎ 伝統行事や緑あふれるふるさとを守り抜き、次世代に伝えていきたい。



葛巻地区まちづくり計画

○新潟地域:平成20年3月に「新潟地区まちづくり計画」を策定

新潟地区まちづくり計画(骨子)

キャッチフレーズ

人と自然が輝くにいがた

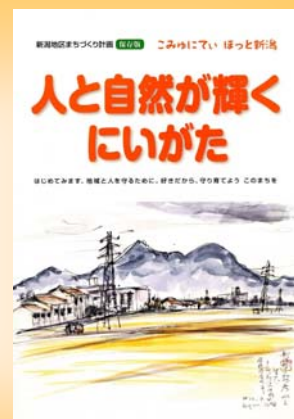
～はじめてみます、地域と人を守るために。

好きだから、守り育てよう このまちを～

基本理念

無限の地域のつながりを感じる新潟地区としたい。

1. 明るく思いやりのある心を育み、認め合い、励まし合い、助け合う新潟としたい。
2. 災害の経験を生かした安全で安心な新潟地区としたい。
3. 地域の子どもすべてをみんなで育てようと心がけるまちとしたい。
4. ここに住むみんなが一緒になって知恵と力を出し合い、新しい宝を生み出したい。
5. 地域の宝をみんなが共有し、守り、継承する新潟地区としたい。



新潟地区まちづくり計画

第5章◇計画の実現のために

○上北谷地域:平成20年10月に「上北谷地区まちづくり計画」を策定

上北谷地区まちづくり計画（骨子）

キャッチフレーズ

～寄りたい、帰りたい、ずっと住みたい

ふるさと上北谷をめざして～

基本理念

- 寄りたい、帰りたい、ずっと住みたいふるさと上北谷
- 地域の皆が上北っ子、育てよう上北谷



上北谷地区まちづくり計画

○今町地域:今町北部の集落地で、平成21年6月に「今町田園地区まちづくり計画」を策定

今町田園地区まちづくり計画（骨子）

キャッチフレーズ

～ みんなが手をつなぎ、地域を愛し、
夢ある未来を創る今町田園地区にしたい ～

基本理念

- 子どもたちは地域の宝、おじいちゃん、おばあちゃんは地域の先生、習って育てて、みんなで守る、そんな地域になりたい。
- 声かけあって、みんなで守る自主防災・防犯宣言地区になりたい。
- 地区の歴史と文化、農業をみんなで共有し、継承したい。
- みんなの「ちから」で交通手段を整え、安心して楽しく暮らせる地区にしたい。



今町田園地区まちづくり計画

○北谷地域:北谷南部の集落地で、平成21年9月に「北谷南部地区まちづくり計画」を策定

北谷南部地区まちづくり計画（骨子）

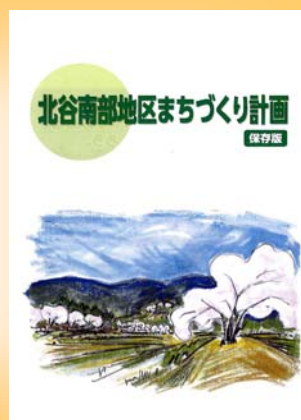
キャッチフレーズ

～ 地域をつなぐ和をつくろう。

地域の宝を守り伝えよう。～

基本理念

みんなのちからで、思いやりのある
住みよいまちをつくろう。



北谷南部地区まちづくり計画